慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	古代社会に於ける経済生活発達の史的経過に就て
Sub Title	
Author	山本, 勝太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1928
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.22, No.2 (1928. 2) ,p.267(81)- 282(96)
JaLC DOI	10.14991/001.19280201-0081
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19280201-0081

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

古代社會に於ける經濟生活發達の史的經過に就て

山本勝太郎

(一) 古代社會に於ける經濟生活發達の過程に就て

上古未開、人口稀薄の時、自然の産物は自から人口に比して豐富に存在したれば、人類は之を獲得するために別段の苦痛勞力を費さず、而も人智未だ具らず、慾望もまた極めて單純なりしかば、敢て耕耘工作の勞を要せず、たゞ禽獸にも似て、自然の儘に育ち、自然のまゝに伸び、全く本能に支配せられたる生活を營むに過ぎず、從つて衣食の問題の如きも、たゞ寒暑飢餓を防ぐに止まり、夫れ以上何の目的も在在しなかつたのである。されば當時、人類は概ね山川に漁獲狩獵してその衣食の資を需め、純然たる農業時代を迎ふるまでには、所謂狩獵漁獲時代なるもの存在して、原始社會に於ける生活態樣をよく表現せるは、國民經濟發達の段階を考察するに際し、何れの國にありても史家共に之を認むる所、わが國に於ても又その軌を一にせることは、古事記、日本書紀等の如き、傳說神話の時代を描寫せる古文獻によつて容易に了解し得る所である。以下その間の消息を考究し以てわが古代社會に於ける經濟生活發達の過程に就て一個の推定を下さむと欲するものである。

わが原始社會に於ける經濟生活が、いかに簡單幼稚なるものにして、恰も野生動物のそれの如く、或は木の實草の葉を採取して常食とし、或は魚鳥海草の類を獲得して生活し居たる有樣に就ては、

彼の古事記上卷に「爾伊邪那岐命、黑御鬘をとりて投棄て給ひしかば、乃ち蒲子生りき、是を撫ひて食む間に逃げ行きますを、猶追ひしかば、亦其の右の御角髮に刺せる湯津津間櫛を引かきて投棄て給ひしかば、即ち筍生りき、是を拔き食む間に逃げ行きましき。また後には、彼の八の雷神に、千五百の黃泉軍を副へて追はしめき、爾、御佩せる十拳劍を拔きて、後手に揮きつ逃げ來ませるを、猶追ひて黃泉比良坂の坂本に到る時に、其の坂本なる桃子を三つとりて、待ち擊ち給ひしかば、悉く逃げ返りき」などゝ出てゐるが如くである。この蒲子は葡萄の實で、筍とは竹の子の事である。又蝦夷の如きは齋明天皇の頃に至りてさへ尙且「唐の天子、我が使人に問ふ、蝦夷の國に五穀ありや、我が使人答へて曰く、これなし、肉を食ひて生活す、唐の天子また問ふ、その國に屋舍ありや、我が使人答ふ、これなし、深山の中、樹木の下に住す」（日本書紀）といふ程であつたとすれば、その生活の狀態は、實に猿類のそれと相去る事不遠、外來天孫民族の文化は暫く措き、土着の野蠻人種の生活狀態はまづ斯くの如き有樣であつたことゝ思はれる。

さらに日本書紀は、景行紀四十年の條に於て、同じく蝦夷の土俗を記して

男女交居。父子無レ別。冬則宿レ穴。夏則住レ樔。衣レ毛飲レ血。昆弟相疑。登レ山如二飛禽一。行レ草如二走獸一。承レ恩則忘。見レ怨必報。是以箭藏二頭髻一。刀佩二衣中一。或聚二黨類一。而犯二邊界一。或伺二農桑一。以略二人民一。擊則隱レ草。追則入レ山。故往古以來。未レ染二王化一。

と述べてゐるが、この穴居生活に就ては『常陸風土記』の中の茨城郡の條にも、その茨城なる縣名の起源を記したる處に國巢（註して俗語に都知久母といふとあり）の事を述べて

古老曰。昔在二國巢一。山之佐伯。野之佐伯。普置二堀土窟一。常居レ穴。有レ人來。則入レ窟。而竄之。其人去。更出レ郊以遊之。云々

とあり、その狀恰ももぐらにも似て、末開人の常に自然の神祕に驚畏し、不安と恐懼との裡に生存せるをよく窺ふ事が出來るのである。又『姓氏錄』は、吉野川上流の國栖を載せて、同じくその土民穴居の生活をなしたる有樣を述べてゐるが、これも土蜘蛛族にて、應神紀は之を

夫國樔者。其爲レ人甚淳朴也。每取二山果一食。亦煮二蝦蟇一爲二上味一。名曰二毛瀰一。其土自レ京東南之隅レ山而居二于吉野河上一。峯嶮谷深。道路狹巇。故雖レ不レ遠二於京一。本希二朝來一。然自レ此之後。屢參赴。以獻二土毛一。其土毛者栗菌及年魚之類焉。

とせるが、これによつて又彼等が天然生の果實魚菌の類を食用に採りゐたることが知られる。この古代の穴居生活に就ては、古風土記に多く之を散見し得るも、就中肥前、豐後の兩國風土記には土蜘蛛の穴居生活を記載せるもの多く、之を例へば『肥前國風土記』松浦郡大家島には「嶋の南に窟（いはや）あり鐘孔と木藕とあり」藤津郡能美郷には「堡（つちむろ）を造りて隱り居り」小城郡には「昔此の村に土蜘蛛あり堡をつくりて隱り」また『豐後國風土記』は日田郡石井の郷は、昔土蜘蛛がその堡を石を用ゐて築かず、土を以て造りたれば始め之を石無村といへるを後人石井郷と言ひ誤れるなりとし、速見郡の條に土蜘蛛二人の住める鼠の岩屋と稱する大磐窟ありとし、或は景行天皇の傳說として直入郡の蹶石野の名の起りを、

同天皇欲レ伐二土蜘蛛之賊一。幸二於柏峽大野一。其野中有レ石。長六尺。廣三尺。厚一尺五寸。天皇祈

之曰。朕將レ滅二此賊者一。當レ蹶二茲石一。譬如二柏葉一而擧焉。即蹶レ之。騰レ如二柏葉一。因曰二蹶石野一。

とし、同じく又大野郡の海石榴市及び血田の地名を

昔者纒向日代宮御宇天皇。在二球覃行宮一。仍欲レ誅二鼠石窟土蜘蛛一。而詔二群臣一伐二採海石榴樹一。作レ椎爲レ兵。即簡二猛卒一授二兵權一。以穿レ山排レ草。襲二石室土蜘蛛一。而悉誅殺。流血沒レ踝。其作レ椎之處曰二海石榴市一。亦流血之處曰二血田一也。

などゝ記してゐるのである。

土雲に就ては『古事記』神武天皇の八十建征討の件に「其所よりいでまして、忍坂の大室に到りませる時に、尾有る土雲八十建、其の室に在りて待ち伊那流。故爾に、天神の御子の命以て、八十建に饗を賜ひき。是に、八十建に宛て、八十膳夫を設けて、人毎に刀佩けて、其の膳夫どもに、歌を聞かば諸共に斬れと誨へたまひき。故れその土雲を打たむとすることを明せる歌

忍坂の、大室屋に、人多に、來入り居りとも、みづ〳〵し、久米の子が、頭椎、石椎もち、擊ちてし止まむ。みづ〳〵し、久米の子らが、頭椎、石椎もち、今擊ばよらし

かく歌ひて、刀を抜きて、もろともに打ち殺しつ」とし、又景行紀十二年十月條には

茲山有二大石窟一。曰二鼠石窟一。有二二土蜘蛛一。住二其石窟一。一曰レ青。二曰レ白。又於二直入縣禰疑野一有二三土蜘蛛一。

云々等と載つてゐるのである。而も前掲景行紀の蝦夷の如く、又之らの土蜘蛛の如く、當時に於ける蕃民族の生活狀態は、斯くの如く未開蒙昧なるものであつたのであるが、併し乍ら、天孫民族の住宅と雖も、丸太小屋等の程度を超えたるものには非ず。僅に森林を拓りて丸木を組合せ之に蔓草などを覆ひたる、恰も後世の祭市に於ける見世物小屋の如きものなりし如く、王城とて、とり片づけ簡便なる堀立小屋に過ぎず、蓆の代りに茅獸皮などを布き、屋根に千木を組せて尊嚴の威を示した位のものであつたのである。從つて些細なる裝飾と雖も、非常に人の注目する處となり、又好奇と尊崇の念を抱かしめし事は、雄略天皇の頃にも

爾登二山上一。望國内者。有下上二堅魚一作二舍屋一之家上。天皇令レ問二其家一云。其上二堅魚一作レ舍者。誰家。答二白志幾之大縣主家一。爾天皇詔者。奴乎。已家一似二天皇之御舍一而造（下略）

とある位にて（古事記）歴朝都を移し、王城を變へ、一代にして數ヶ所の地に轉ずる天皇もありしも、斯く簡素なるその時代の生活を想へば、それらも別に不思議はない事で、實際に於て未だ今日にいふ國家も都市も存在せざる時代であつたのである。

又衣服に就ては遠く神代の頃、少名毘古那神が海越えて來りし時は「鵝の皮を内剝に剝ぎて衣服に爲て」とて、まるでロビンソン・クルーソーの無人島漂流記にでも出て來る樣な有樣にて、應神天皇の頃に至りても、新羅國の賤女が晝寢の亂れ姿を敍して、「日の光その陰上を射しければ姙りぬ」などゝいふ位なれば、（古事記）いかに簡單なものであつたかは推して知るべきである。尤も天孫民族の如きは、來住以前に相當文化の階梯を經たるべく、衣食の法も土着の蠻民に比しては余程進むで居つたものであることは、雄略天皇の御代に、葛城山に登行、その折「百官人等。悉給著紅紐之青摺衣服。」とあり、又其の頃の御製に

もゝしきの大宮人は鶉鳥領巾とりかけて鵠鴿の語あるによつても知るを得べく、これより先既に仁德帝は「登高山。見四方之國。詔之。於國中烟不發。國皆貧窮。」とて三年の間課役を免除せられたといへば、彼等の間にありては、最早調理の法も進歩して、嗜好も次第に複雜になつて來たものと思はれるが、さらに記は、「口子臣が紅紐著けたる青摺の衣を服て、庭に踏きて侍するに、庭水が紅紐にふれて、青が皆紅色に變つた」ことも傳へて居るのであつて、當時工業は尙所謂家庭手工の域を脫せず、妻は夫のために衣をつくり、自ら之を手摺りにて染め上げたものであることを知り得るのである。この手摺の法は、隨分久しい間一般に行はれてゐたもので、後の王朝時代の如く、染色術の進歩したる時にあつても、猶且ひろく實行されて居り、萬葉にも

草枕。客去君跡。知麻世婆。岸之埴布爾。仁寶播散麻思乎。

白浪之。千重來緣流。住能乃。岸乃黃土粉。二寶比天由香名。

紅。衣染。雖欲。著丹穗哉。人可知。

などゝ出てゐるのである。當時赤色靑色の類がいかに裝飾用として珍重せられたるかは、かの靑丹よし奈良の都を傳へ殘せる萬葉歌人の戀歌の中に美はしく描れたるところにして、何れの地にありても、原始時代人の嗜好、單調無技巧にして且强烈なる色彩を欲するは、彼等が鬪爭生活、信仰生活、戀愛生活と相關聯して別個の興味ある考察を促さるゝ所である。而して又絹に就ては、雄略帝の條に、長谷の豐年祭の砌、奉仕の女官が盃に落葉したるを氣付かずに捧げて、將に手打にならうとした所、歌を曰して助つたといふ話などあつて、その歌の中に「繭衣の三重の子」と申してゐることから推して、當時絹布を着てゐた事も推察されるのであるが、絹布養蠶がわが國に、傳つたのはいつからであるか、天孫民族の來住に始るのであるか、それとも三韓と交通して以來の事であるかは疑問である。一體『古事記』の中には蠶を述べたところは二個所ある。(2)一つは仁德帝の口子臣の處で、一つは神代の大氣都比賣の屍の頭から生れた蠶で、してみると養蠶は穀物と共に太古神代の頃に始つた事になる。(3)尤も古事記が出たのは元明天皇の和銅年間の事であるから、勿論その當時の色眼鏡を透して見たものであることは斷るまでもないのであつて、傳說は飽くまでも傳說で、果して事實は如何であつたかは「であらう」以上に推定することを許さないのである。

事情斯くの如き次第なれば、原始社會にありては、商業は未だ存在せず、後稍交易の進歩するも僅に余剩貨物の直接交換が行はれたる位のものにて、交易のための市の發生や、行商の出現の如きも遙に後の事にして、三韓との交通以後と見て大體誤ないと思ふ。彼の火照命、火遠理命の二兄弟が海山の獲物を交換せるを以てわが國に於ける交易の始なりとすれば、固より之は無言にて行はれたるものなるべく、(4)人間界にあつても、未だ言語通せず、文字無き原始時代の交換は、ロッシャーの所謂無言商業 der stumme Handel にして、森の部落と濱の部落との間に、彼等が餘剩貨物の直接交換か、然らずむば略奪贈與の類に過ぎなかつたであらう。然るに、之に反して、わが國に於ては、農業は漁獵と共に最も古き歷史を有し、學者の中には、わが國に於ては、西歐諸國と事情を異にし、天孫民族は來住前既にその地に於て漁獲狩獵時代を經過したれば、始めより農業專ら行はれ

却つて漁獵の如きは附屬の一部に過ぎずと爲すも尠くない樣に見受けられるのである。元來國民經濟發達の段階を、漁獲、牧畜、農業、農工、商等の如く區劃するも、それら各時代は一定期を界として確然と獨立せるものに非ることは言ふ迄も無き事にして、固より農業時代といふも猶盛に狩獵漁獲の行はれ、或は漁獵時代といふも一方農業もひろく行はるべく、實際に於ては斯くの如くきつちりと區劃することは覺束ないのである。わが原始社會に於ても、漁獵と共に農業また行はれたりとするは決して之を認むるに吝なるものではないが、さりとて、天孫民族は先住國に於て既に獵牧時代を經たれば、わが國は最初より農業國なりとするも速斷に過ぐると信ずる。天孫民族はその始め、寧ろ征討拓伐に忙しく、定住の機少ければ、却つて農耕の生活には適當せずと見るべく、而も土着の蠻人の生活は前述の如き有樣なりとすれば、私は矢張りわが原始社會にありては、全體より之を觀察すれば、その始の主獵從農の生活を營み、次第〳〵に主農從獵に進歩し、遂に純然たる農業國となつたと解するが穩當なりと認めたいのである。

この事に關しては、さらに一つの興味ある考證が存在してゐる。それは『祝詞』の中に認め得らるゝ言葉である。例へば「祈年祭（としごひのまつり）」「道饗祭（みちあへまつり）」「春日祭（かすがのまつり）」「久度古開（くどふるあ）」等の祝詞を見るに、その進つる神財（たてまつりから）の中には

「山野に住む物は毛の和物毛の荒物」「大野の原に生ふ物は甘菜辛菜」「青海原に住む物は鰭の廣物鰭の狹物」「奥津藻菜邊津藻菜に至るまで」

云々といつたやうに、中には五穀を記さざるものにても猶これらの自然生のものが列擧されてゐることである。そしてこの自然生のものを神前に捧げるといふ、そこに太古の自然生活時代の有樣を憶ひたいのである。

これは記紀の前掲火照命、火遠理命の「海幸山幸」の傳說を讀むも、崇神朝の「男之弓弭ノ調。女之手末ノ調」の話を聞くも大方當時の經濟狀態の一般を想像し得べしと思はるゝが、それのみならず、さらに又『古事記』仁德天皇の段には「爾黑日賣。其國の山方の地に、大坐しまさしめて、大御飯獻りき、是に大羹を煑むと爲て、其地の菘菜（アヲナ）を採める時に、天皇其の娘子の菘採む所に到りまして、歌ひたまはく

「山方に蒔ける菘菜も吉備人と共にし採めば樂しくもあるかな」

云々と出てゐる位にて、天皇を迎へての饗宴にして尙且斯くの如し。主獵從農から主農從獵への發展過程は、これらの消息の中にも、つよく想像し得らるゝやうに思はれる。

而して次に、農業發達の歷史を按ずるに、神代卷、前掲大氣都比賣の五穀創生の處に

故所殺神於レ身生物者。於レ頭生レ蠶。於二目一生二稻種一。於二二耳一生レ粟。於レ鼻成二小豆一。於レ陰生レ麥。於レ尻生二大豆一。

とあり、又速須佐之男命は天照大神の營田の畔を離ちの溝を埋めたとし、或は米つき女の話などもあり、さらに天照大神が、天忍穗耳命に下された詞にも「豐葦原之千秋之長五百秋之水穗國」とある位で（尤も之は新說に據れば稻に非して葦と解釋する）記紀に現れた農業の起源は頗る古いものである。而して『播磨風土記』の賀古郡の條に、長田里の名稱の起りを記して「昔大帶日子命幸二行別嬢之

處。道邊有長田。勅云長田哉。故曰長田里。」とし、或は宍禾郡の條に

奪谷。葦原志許乎命。與天日槍命二神相奪此谷。故曰奪谷。以其相奪之田。形如曲蔓。稻春岑。大神令春稻於此岑。故曰稻春前。其糠飛到之處。即號糠前。

などゝ出で、又後に『祝詞』の中にも「龍田風神祭」の分などには

龍田爾稱辭竟奉。皇神乃前爾白久。志貴島爾大八島國知志皇御孫命乃。遠御膳乃長御膳止。赤丹乃穗聞食須。五穀物乎始氐。天下乃公民乃作物乎。草乃片葉爾至萬氐。云々

といふのがある樣に、崇神天皇の頃よりは、農業に關する古事も次第に整つて來たものゝ樣である。そしてそれら農耕の地が、自然に豐沃なる所に於て撰まれ、主として河川の流域なる平地、又は湖沼池畔等に設けられたるものであることは、耕耘の法未だ具らざる當時にありて、たゞ自然の利用に賴りたるは固よりの事にて、此れに就ては、後に『出雲風土記』にも「出雲の大川はもと伯耆と出雲と二國の堺鳥上山より流れて」遂に神門の水海に入ると述べて

此則所謂。斐伊河下也。河之西邊。或土地豐饒。五穀桑麻。稔欸枝。百姓之膏腹薗。

と見え、或は『常陸風土記』等に左の如き記錄が見出されるのである。以て當時の農業狀態の一般を推知するに足るであらう。

夫常陸國者。堺是廣大。地亦緬邈。土壤沃墳。原野肥衍。墾發之處。山海之利。人人自得　家家足饒。設有身勞耕耘力竭紡績者。立即可取富豐。自然應免貧窮。況復求鹽魚味。左山右海。植桑種麻。後野前原。所謂水陸之府藏。物產之膏腹。古人曰常世之國。蓋疑此地。

但以所有水田上小中多。年遇霖雨。即開苗子不登之難。歲逢亢陽。唯見穀實豐稔之歡。歟。

（二）ミヤケ及びタドコロに就て

古代社會に於ける氏族制度並に當時に於ける農業發達の史的經過の推考に關聯して、さらに一考すべきものは、ミヤケ及びタドコロに就てゞある。

ミヤケとは、今日の所謂御料地といつたやうな意味のものであつて、當時朝廷領の田を屯田（ミタ）と稱し（即ち、御田の意味にて、御田、三田とも書く）このミタを耕作する人々を田部といひ、而してその收納穀物貯藏のために設けられたる納屋を屯倉（ミヤケ）と言つたのである。然らばミヤケとは、もと收納穀物貯藏のために設けられたる小屋であつたものであるが、この屯倉が始めて作られたのは垂仁朝に來目邑に設置せられたものであるといふ。紀は屯倉は彌夜氣なりとしてゐるのであるが、それよりこのミヤケといふ言葉は、單に屯倉を稱することより移つて、その屯倉所在の屯田一帶の地を總て含めてミヤケといふ樣になつたのである。之は『播磨風土記』が、その餝磨郡胎和里の所で

所以稱餝磨御宅者。大雀天皇御世。遣人喚意伎（テキ）。出雲。伯耆。因幡。但馬五國造等。是時五國造即以召使爲水手而向京之。以此爲罪。即退於播磨國令作田也。此時所作之田。即號意伎田。出雲田。伯耆田。因幡田。但馬田。即彼田稻收之御宅。即號餝磨御宅。又云賀和良久三宅。

と記してゐることによつても知らるゝであらう。斯くてミヤケは各地に於ける朝廷領の地それ全體を意味することゝなつたのである。（此れは大方その地名を冠して何々屯倉と稱してゐた）而してミ

ヤケは又御宅、三宅等と記せるは、今引用せる風土記中にもある通りにて、或は官家、屯宅、三家などゝも書かれてゐる。

このミヤケに屬する人々を田部といふ。現にタミといふ言葉はこの田部より出でしものならむと傳へられてゐるが、『古事記』に「此之御世、定二田部一。又定二東之淡水門一。又定二膳之大伴部一。又定二倭屯家一」云々とか、景行紀に「令二諸國一興二田部屯倉一」云々とある如く、景行天皇の時分より段々と各地にこの屯倉が出來て行つたやうに見える。後には朝廷自ら開墾せしめたるもの、又は各地の國造縣主等に命じて献上せしめたるものゝ外、地方豪族の贖罪の代償として献上せしめたるものなども出來たのである。而してこの屯倉管掌に當れる者を屯田司及び田令といふ。

猶此の外朝廷領の土地には、御名代御子代のありたる事は前號に於て、品部の説明の時記し置きたるが、さらに又代々の天皇に直屬する御縣があつたのである。此れは高市、葛城、十市、磯城、山邊、曾布の大和國の六箇所に限られたれば、之を六の御縣と稱した。『祝詞』の中にも「廣瀬大忌祭」にこの大和の國の六つの御縣が載つてゐる。

倭國能六御縣乃。山口爾坐皇神等前爾。皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。明妙照妙和妙荒妙五色物。楯戈至萬氏奉。如此奉者。皇御神等乃敢坐須山山乃自口。狹久那多利爾下賜水乎。甘水登受而。天下乃公民乃取作禮奥都御歳乎。惡風荒水爾不相賜。汝命乃成幸波閉賜者。初穗者汁爾加比爾。顯乃閉高知瑞乃腹滿雙氏。如横山打積置氏奉平。王等臣等百官人等。倭國乃六御縣能刀禰。男女爾至萬氏今年某月某日。諸參出來氏。皇御神前爾。宇事物頸根築拔氏。朝日乃豊逆登爾稱辭竟奉久。神主祝部等諸

開食止宣。

然るに、當時天皇の支配權は、これら朝廷領の上にのみ及むだのであつて、地方豪族の又は在朝の貴族顯臣が有する私有地（之を田莊といふ）の上には及ばなかつたのであるから、長き間には、彼等の勢力は各地に於て非常に強大なるものとなつたのである。殊に國造や伴造の如き世襲官職にありし者達は、遂にはその管掌管領する所の部の民並に各氏族に對して、恰も世襲君主の如き地位と權勢とを獲るに至りたるものも尠からざるべく、又弱肉强食のその時代にありては、地方豪族などは或は略奪により、或は攻擊によつてその附近を次第に併呑し、又その私民を使役することによつて新に開拓擴張して、愈〻强大なる勢力を扶殖するに至つたのである。殊に、氏族制度の時代にありては、何れも爭つて高き氏姓を求めむ事を欲したれば、國造その外の地方豪族又中央の顯官に贈賂寄進せる土地人民も尠からざるべく、それによつて在朝の貴族はさらにその勢力を增大し、遂に、中には甚だ巨大なる土地と人民とを所有し、その勢力は朝廷のそれに匹敵せむとするものすら生じて來たのである。蓋し當時の「富」は、土地と人民との所有の高に依つて決せられたるものなれば、この土地兼併の趨勢は熾烈を極め、彼の大化元年の詔にも「臣連等伴造各置二己民一。恣情駈使。又割二國縣山海林野池田一。以爲二己財一。爭戰不レ已。或者兼二併數萬頃田一。或者全無二容針少地一。」とせる如く、富の爭奪追求は遠く古代社會より歴然存在して、その鬪爭の歴史の第一頁を彩つてゐるのである。而も斯くの如きは、もと氏姓の高下によりて分るゝ所大なれば、人は爭ひて高き氏姓を獲むと欲し、嚮に前號所載の允恭朝盟神探湯事件の發生となり、或は更に孝德朝には「始王之名名。臣連伴造國

造。分二其品部一。交雜使レ居二國縣一。遂下父子易レ姓。兄弟無レ宗。夫婦交互殊レ名。一家五分六制上。由レ是爭競之訟。盈レ國充レ朝。終不レ見レ治。」とか「拙弱臣連伴造國造。以レ彼爲レ姓。神名王名。遂二自心之所一歸。妄付二前々處々一。爰以二王名神名一。爲二人賂物一之故。入二他奴婢一。穢二汚清名一。遂即民心不レ整。國政難レ治」といふ如き有様となつたのである。而して『古事記』にあらはれたる貧富の問題に關する記事は、彼の幸易への折に失へる鉤に苦められし火遠理命が、海神との物語に「此の鉤は、おぼち、すゝぢ、まぢち、うるぢといひて、後手に賜へ。而して、その兄高田を作らば、汝が命は下田を營り給へ、その兄下田を作らば、汝が命は高田を營り給へ、然かしたまはゞ、吾水を掌れば、三年の間、必ずその兄、貧しくなりなむ」といふのが始めで、次いで崇神朝に至りては、人民富榮えたれば、初めて男の弓端の調、女の手末の調を貢らしめ、さらに仁德帝の、彼の民の貧しければ三年間その稅を免じたりとするに至つては名高き巷話として傳つてゐる處である。(8) 斯樣にして、富に關する問題並に貧富の問題は、夙に原始社會より人間生活を左右するの根本として存在して居つたのであるが、こゝに富强なる豪族の土地兼併の弊嵩じて、畢にその强大なる勢力皇威をも犯さむとするに至るや俄然革命の烽火は打ち上げられたのであつた。即ち千三百六年、孝德天皇によつて發せられたる改新の大詔は、要するにこの威壓し來れる豪族に對して、中央權力の行ひたる一種のクーデターの結果であり、土地を根據とする中央集權の新社會建設の理想に外ならぬものであつたのである。

（附記）　本稿は、纔に新潮社の講座のために執筆せるもの當時紙數に限ありて意を盡さざる點多ければ、茲に新に得たる資料を加へてその不備を補正し、併せて前號に於て發表せる氏族制度の説明を更に補足する所あらむ事を希望するものである。

(1)　當時、わが國には、これらの土着の蠻民族が各地に住むで居つて、未開の穴居生活を營むでゐて、それらが次第に外來人たる天孫民族のために征討追逐されたことは、これらの古文獻の傳説によつて略窺ふ事が出來るであらう。而してこの蝦夷は、例の日本武尊の傳説に有名なるものにして、景行紀の二十七年に「武內宿禰。自二東國一還之奏言。東夷之中有二日高見國一。其國人。男女並推結文レ身。爲レ人勇悍。是總曰二蝦夷一。云々」とあり、又土蜘蛛の多く住みたる、肥前國及豐後國風土記參照）九州には、同じく有名なる熊襲が住んでゐた。同じく景行紀十二年に「朕聞之。襲國有二厚鹿文、追鹿文者一。是兩人熊襲師者也。衆類甚多。是謂二熊襲八十梟師一。」云々といふ。前の『常陸風土記』の國巢の佐伯は即ち蝦夷の一種にして、同じく信太郡の條に「分二筑波。茨城郡七百戸一。置二信太郡一。此地本日高見國也」とあり。（併し乍ら、この日高見國を以て前記景行紀の日高見國と同一地點なりとすることに就ては多くの異説がある）

(2)　『和名抄』に「蠶（蟲豸部）說文云昨含反俗爲レ蠶虫吐レ糸也。玉篇云妙亡消反與レ蛾同蠶初生也」加比古（カヒコ）

例の少子部（チイサコベスガル）ノ連の話は書紀の雄略紀に出てゐる。連とは朝廷から賜つた姓（カバネ）である。

(3)　『古語拾遺』にも「蠶（コガヒシハタオル）織之源起（ヨリ）於神代一也」と註してある。（群書類從卷第四百四十六卷參照）

(4)　太古文字の存在せざりし事は『古語拾遺』の卷頭に「蓋聞上古之世未レ有二文字一。貴賤老少口口相傳」とあり、古事記、日本書紀の時代を傳說神話の時代と稱する所以は即ち之である。

(5)　古語拾遺に曰、「其後素戔嗚神奉二爲日神一。行甚無狀。種種凌侮。所謂毀畔。古一語阿波那知放樋。古一語斐波那知重播。古一語志刺伎麻伎串。古一語久生剝逆剝屎戸。如レ此天罪者。素戔嗚神當二日神耕種之節一。竊往共田。刺レ串相爭。重二播種子一。毀レ畔埋レ溝放レ樋志佐志。當二新嘗之日一。以レ屎塗レ戸。當二織室之時一。逆二剝生駒一。以投二室內一。此天罪者今中臣祓詞也。」云々。

又久米邦武氏『日本古代史』九五頁に紀の一書の

日神之田有二三處一焉。號曰二天安田、天平田、天邑并田一。此皆良田。雖レ經二霖旱一。無レ所二損傷一。素戔烏尊之田亦有二三處一。

號曰二天樂田一。天川依田。天口鋭田一。此皆廢地。雨流レ之旱則引レ之。故素戔烏尊放二天斑駒一。春則廢二渠槽一及埋レ溝毀レ畔。又重二播種子一。秋則掃レ籤狀レ馬。

を引用して六條の罪を説明してある。それによると第一は廢槽で、ヒハナチといひ、神田に注ぐ水道の樋を取除けること、第二は埋溝即ちミゾウメ第三は毀畔即ちアハナチ、第四は重播シキマキとて、他人の種を蒔きたる田にさらに又畝を重ねて播くことなりとし、第五は掃籤即ちクシサシにて「耕種の節、竊にその田に往きて串を刺して相爭ふ」とあり、同じく釋紀に

私記曰。以レ籤。刺立二田中一。爲二呪詛之詞一。謂二之掃籤一。若有レ強稱二其田一者。身途滅亡。今世有二彼此相爭之田一者掃レ籤。是共遺法也

とあれば、中古まで猶行はれたるマシナヒの法なりとし、第六は伏馬即ちフセムマにて馬を放つて田を荒すことなるべし、といふのである。

(6)　『中臣祓詞』に「天高原仁神留座須。皇親神漏岐神漏美乃命遠持天。八百萬乃神等遠集倍賜天。皇孫尊波。高天原仁事始天。豐葦原乃瑞穗乃國遠。安國止平介久所知食天。天都日嗣乃天都天御座仁御座天。天都御膳遠長御膳乃遠御膳止。千秋乃五百秋仁。瑞穗遠平介久由庭仁所知食止事依志奉氐。」云々

(7)　もと國造、伴造等に出でしものなどその主たるものである。

(8)　『扶桑略記』第二、仁德天皇の四年に「丙子二月。天皇登レ樓四望。民烟閑寥。仍三月巳酉日。詔曰。自レ今以後。至二于三年一。悉除二諸國課役一。息二百姓苦一。官舍雖レ破。暫不二修造一。」及び七年に「己卯。風雨順レ時。百姓富寛。五穀豐饒。頌德既滿。四月天皇登レ樓亦見。詔曰。朕既富足。秋烟繁昌。天皇詠曰。高木屋仁登天見禮者煙立。民乃烟戸者。仁幾波比二計里一」

Turgeon の價値論に關する（Gaëtan Pirou の批評に就て

永田清

一

Turgeon 父子の合作に成る價値論研究の大作は、近著第二卷、第三卷の上梓を經て略〻完成の域に達したるが如くである。第一卷は「アダム・スミス及びフイジオクラアトより現代に至る英吉利並に佛蘭西經濟學者の價値」學説史（一九二五）であり、第二卷は「價値――價値、價格及び富に關する英吉利並に佛蘭西學説の批判」（一九二七）であつて、其の最後の結論に曰く「從來の如何なる學説も價値を完全に説明し得ず」と。斯くして價値論改築の著作たらんとするものは當に第三卷「價値――その心理學的原因と特質」である。

Turgeon の研究分野は甚しく廣大である。即ちその所言に從へば「價値とは經濟學の中心現象であり、本質的觀念である」と。

然も彼等は價値問題を嚴正なる科學的原理の彼岸に到達せしめんと欲するものである。故に道德觀、平等觀、正義觀と言ふが如き、主題に無緣の要素は之を研究分野外に放逐し去る事となつた。第二卷第一章に於て高唱するところは即ち經濟學の實證科學としての自治獨立權である。是等の點